



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 5 8 2 号 令和 5 年 4 月 2 8 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【告示】

| 番 号   | 表 題   | 担当課名           |
|-------|---|----------------|
| 1 9 2 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件の一部を改正する件                    | 職員厚生課          |
| 1 9 3 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 1 0 条の 2 の知事が定める金額を定める件の一部を改正する件        | 同              |
| 1 9 4 | 歳入の徴収の事務を私人に委託した件   | 文化・未来創造課       |
| 1 9 5 | 特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件  | 文化の森振興センター     |
| 1 9 6 | 歳入の収納の事務を私人に委託した件   | 農林水産政策課        |
| 1 9 7 | 土地改良区の役員の就任について届出があった件  | 農山漁村振興課        |
| 1 9 8 | 令和 5 年度における特定調達契約のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等を定めた件 | 建設管理課          |
| 1 9 9 | 歳入の収納の事務を私人に委託した件   | 住宅課            |
| 2 0 0 | 特定調達契約について総合評価一般競争入札に付する件   | 出納局<br>公共入札検査課 |

【企業局訓令】

| 番号 | 表                      | 題 | 担当課名 |
|----|------------------------|---|------|
| 3  | 徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令 |   |      |

【病院局管理規程】

| 番号 | 表                               | 題 | 担当課名 |
|----|---------------------------------|---|------|
| 8  | 徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程 |   |      |
| 9  | 徳島県病院局車両管理規程の一部を改正する規程          |   |      |

【人事委員会規則】

| 番号 | 表                             | 題 | 担当課名 |
|----|-------------------------------|---|------|
|    | 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 |   |      |

【監査委員告示】

| 番号 | 表                              | 題 | 担当課名 |
|----|--------------------------------|---|------|
| 2  | 包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調った件 |   |      |

徳島県告示第九十二号

平成二年徳島県告示第八百七十八号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年四月二十八日から施行する。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表を次のように改める。

| 年齢階層        | 最低限度額  | 最高限度額   |
|-------------|--------|---------|
| 二十歳未満       | 五、一六六円 | 一三、二七円  |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 五、六九一円 | 一三、二七円  |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 六、一九四円 | 一四、四一円  |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 六、五七四円 | 一七、六七円  |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 六、七八二円 | 一九、四五七円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 七、一三九円 | 二一、二五八円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 七、二二二円 | 二二、四四四円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 七、一九九円 | 二四、六二五円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 六、六九八円 | 二四、八六三円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 五、六五二円 | 二二、二四五円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 三、九八〇円 | 一五、八二七円 |
| 七十歳以上       | 三、九八〇円 | 一三、二七円  |

徳島県告示第百九十三号

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年四月二十八日から施行する。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表常時介護を要する状態の項第一号中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第一号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第二号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

徳島県告示第九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県文化振興財団に委託した。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例（平成十四年徳島県条例第十四号）第十條第一項に規定する観覧料及び同條第二項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第百九十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
徳島県文化の森総合公園で使用する電気  
調達期間における予定使用電力量の合計 三、八八六、〇〇〇キロワットアワー  
契約電力 一、六〇〇キロワット
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県立二十一世紀館  
徳島市八万町向寺山
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和五年三月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
四国電力株式会社  
香川県高松市丸の内二番五号
- 五 契約金額
  - 1 基本料金（一キロワット当たり）  
千六百六十五円八銭
  - 2 電力量料金（一キロワットアワー当たり）
    - (一) 七月から九月まで 二十八円七十三銭
    - (二) (一)以外の月 二十七円五十五銭
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次のとおり私人に歳入の収納の事務を委託した。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 委託した事務  | 委託した私人  |
|---|---|
| <p>徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年徳島県規則第八十四号）第一条に規定する沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納の事務</p>      | <p>北灘漁業協同組合 北泊漁業協同組合 堂浦漁業協同組合 鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合 里浦漁業協同組合 長原漁業協同組合 川内漁業協同組合 徳島市漁業協同組合 渭東漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合 小松島漁業協同組合 和田島漁業協同組合 阿南中央漁業協同組合 福村漁業協同組合 中林漁業協同組合 橘町漁業協同組合 椿泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合 伊島漁業協同組合 伊座利漁業協同組合 阿部漁業協同組合 由岐漁業協同組合 木岐漁業協同組合 日和佐町漁業協同組合 牟岐東漁業協同組合 牟岐町漁業協同組合 鞆浦漁業協同組合 穴喰漁業協同組合 徳島県信用漁業協同組合連合会</p> |
| <p>徳島県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成二十二年徳島県規則第四十五号）附則第二項に規定する農業改良資金に係る償還金の収納の事務</p> | <p>徳島県信用農業協同組合連合会 徳島北農業協同組合 東とくしま農業協同組合 名西郡農業協同組合</p>   |
| <p>徳島県林業改善資金貸付規則（平成十五年徳島県規則第六十七号）第二条に規定する林業改善資金に係る償還金の収納の事務</p>           | <p>徳島県森林組合連合会 徳島中央森林組合 木頭森林組合 三好東部森林組合</p>  |

徳島県告示第百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称  
不動土地改良区

二 就任役員

| 役員名 | 氏名   | 住 所            |
|-----|------|----------------|
| 監 事 | 加納義文 | 徳島市不動本町一丁目二四七七 |

## 徳島県告示第百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、令和五年度において県の締結する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるもの（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定められた。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 一 資格

特定調達契約に係る入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十八年徳島県告示第五十号。以下「審査要綱」という。）第五条第一項の規定による資格審査を受け、徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿への登載を決定された者とする。

### 二 資格審査の申請の時期及び方法

資格審査の申請の時期は、随時とし、資格審査の申請の方法は、審査要綱第三条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 審査要綱第三条に規定する申請書（以下「申請書」という。）の作成に用いる言語は、日本語とする。なお、その他の申請書に添付する書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 2 申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 3 外国人又は外国法人にあつては、審査要綱第三条第二号、第三号及び第五号に掲げる書類に代えて知事が適当と認める書類の提出を求めることがある。
- 4 申請書等の提出は、記載内容を説明できる者が持参して行うものとする。
- 5 申請書等の提出先は、次のとおりとする。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部建設管理課審査担当

（電話〇八八 六二一 二六二四）

### 三 資格に関する文書を手入するための手段

資格に関する文書を手入するための手段は、1の場所において配付されるもの又は2の場所において掲載されるものを手入することとする。

#### 1 徳島県の庁舎における配付場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部建設管理課審査担当

（電話 八八 六二一 二六二四）

#### 2 徳島県電子入札ホームページにおける掲載場所

[https://e-denshi.nyusat.su.pref.tokushi.na.lg.jp/archives/category/download/ownoad\\_07/](https://e-denshi.nyusat.su.pref.tokushi.na.lg.jp/archives/category/download/ownoad_07/)

#### 四 資格審査の結果の通知等

資格審査の結果については、審査要綱第三条の規定により申請書を提出した者に通知する。この場合において、資格がないと認められた者から請求があったときは、徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第三条第四項に定めるところにより通知する。

#### 五 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認められた日から令和七年三月三十一日までとする。

#### 六 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新手続は、審査要綱第三条及び第四条に定めるもののほか、二の1から5までに定めるところとする。

#### 七 その他

資格審査の申請に係る変更届等については、審査要綱に定めるところによる。

徳島県告示第百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）に規定する家賃及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納された家賃及び駐車場の使用料の収納の事務

徳島県告示第二百号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 工事名 徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事
- 2 工事箇所 徳島市国府町矢野
- 3 工事概要

新築工事のうち建築工事一式

校舎棟 鉄筋コンクリート造・地上四階建て

延べ面積 約一万平方メートル

- 4 施工期間 契約締結日の翌日から令和七年三月二十日まで
- 5 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式（標準型）を適用する。）
- 6 この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、やむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、紙入札方式により参加することができる。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることとする。

1 共同企業体が、(一)から(五)までの事項の全てに該当すること。

(一) 構成員数は、三であること。

(二) 結成方式は自主結成とし、この工事においてその構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(三) 各構成員の出資比率が二十五パーセント以上であること。

(四) 名称は「代表構成員名・構成員名・構成員名 国府支援学校新築工事共同企業体」とすること。

(五) 徳島県建設工事共同企業体取扱要綱に定める要件を全て満たしていること。

2 全ての構成員が、(一)から(八)までの事項の全てに該当すること。

(一) 令和五年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に建設工事の種類が「建築一式工事」で記載されている者であること。

なお、この公告の日（以下「入札公告日」という。）において当該名簿に記載されていない者は、令和五年徳島県告示第九十八号（令和五年度における特定調達契約のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法を定めた件）により、令和五年五月二十四日（水曜日）までに資格審査の申請を行わなければならない。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- (三) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
  - (四) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置の対象となっていない者であること。
  - (五) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（この工事に係る入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格審査申請書等」という。）の提出日前一年七月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の写しを提出できる者であること。
  - (六) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の再審査を受けているものについては、当該申立てがなされていない者とみなす。
  - (七) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
  - (八) この工事に係る設計業務等の受託者でない者であり、かつ、当該受託者と資本金又は人事面において密接な関連がない者であること。
- 3 代表構成員が、(一)から(五)までの事項の全てに該当すること。
- (一) 建築工事業に係る建設業法第三条第六項に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
  - (二) (五)の総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が千二百点以上の者であること。
  - (三) から(3)までの事項の全てに該当する建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）のための工事の元請として、平成二十年四月一日から入札公告日までの間に完成し、引渡しが完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が二十パーセント以上のものに限る。
- (1) 一棟の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）が一万平方米メートル以上であること。
  - (2) 階数が四以上で、主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であること。
  - (3) 主要用途が学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）であること。
- (四) (1)から(4)までの事項の全てに該当する専任の技術者をこの工事に配置できる者であること。
- (1) 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の国家資格を有する者又はこれらと

同等以上の資格を有する者

(2) 建設業法第二十七条の十八第一項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び同法第二十六条第五項に規定する講習を受講した旨を証する書面を有する者

(3) 次のイ及びロの事項の全てに該当する建築のための工事の元請として、平成二十年四月一日から入札公告日までの間に完成し、引渡しが完了した工事における工期の二分の一を超える期間において、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は建設業法第二十六条第三項ただし書に規定する政令で定める者としての施工経験を有する者であること。

なお、低入札価格調査制度に基づき増員して配置した技術者としての施工経験は対象としない。また、共同企業体の構成員の技術者等としての施工経験は、出資比率が二十パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。

イ 一棟の延べ面積が一万平方米以上であること。

ロ 階数が四以上で、主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であること。

(4) 開札日以前において代表構成員と三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

なお、この工事は、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(五) 構成員のうち最大の施工能力を有し、出資比率が最大であること。

4 代表以外の構成員が、(一)及び(二)の事項の全てに該当すること。

(一) 2の(五)の総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が八百四十点以上の者であること。

(二) (1)及び(2)の事項の全てに該当する専任の技術者をこの工事に配置できる者であること。

(1) 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者

(2) 開札日以前において当該構成員と三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

### 三 契約条項を示す場所及び期間

#### 1 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 出納局公共入札検査課公共入札担当

#### 2 期間

令和五年四月二十八日（金曜日）から同年六月二十八日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

四 入札説明書（入札概要書、設計図書等をいう。以下同じ。）の閲覧の場所及び期間並びに交付の方法

1 閲覧の場所

徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県丑））  
<https://e-pji.pref.tokushima.lg.jp/bbs/open/front>

2 閲覧の期間

令和五年四月二十八日（金曜日）午前九時から同年六月二十八日（水曜日）午後十時二時まで

3 交付の方法

入札説明書を2の期間、徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県丑））に掲示する。

五 入札に参加する者に求められる事項

入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書等を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

1 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムによる提出ができない場合は、あらかじめ一の6ただし書のとおり事前に承認を得て、持参又は郵送により提出することができる。

2 受領期間、提出場所等

(一) 電子入札システムにより提出する場合

令和五年五月八日（月曜日）午前八時三十分から同月二十四日（水曜日）正午まで（電子入札システムの運用時間に限る。）

(二) 持参により提出する場合

受領期間

令和五年五月八日（月曜日）から同月二十三日（火曜日）まで（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）及び同月二十四日（水曜日）の午前九時から正午まで

提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 出納局公共入札検査課公共入札担当

(三) 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

受領期間

令和五年五月八日（月曜日）から同月二十四日（水曜日）までに必着のこと。

宛先

郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

六 入札参加資格審査申請書等の記載内容を証する書類の提出

入札参加資格審査申請書等を提出した者は、その記載内容を証する書類を次に定めるところにより提出しなければならない。

1 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

## 2 受領期間、提出場所等

### (一) 持参により提出する場合

受領期間

令和五年五月二十五日（木曜日）及び同月二十六日（金曜日）

なお、この場合は、令和五年五月八日（月曜日）から同月二十三日（火曜日）まで（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）及び同月二十四日（水曜日）の午前九時から正午までの間に電話予約をしなければならぬ。

提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 一〇一会議室（入札室二）

電話予約の連絡先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

電話 ○八八 六二一 二六三三

### (二) 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

受領期間

令和五年五月八日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までに必着のこと。

宛先

郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

## 七 入札手続等

### 1 入札書及び工事費内訳書等の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムによる提出ができない場合は、あらかじめ一の６ただし書のとおり事前に承認を得て、持参又は郵送により提出することができる。

### 2 入札書及び工事費内訳書等の提出の期間及び場所

#### (一) 電子入札システムにより提出する場合

令和五年六月二十六日（月曜日）午前八時三十分から同月二十八日（水曜日）正午まで（電子入札システムの運用時間に限る。）

#### (二) 持参により提出する場合

期間

令和五年六月二十六日（月曜日）及び同月二十七日（火曜日）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）並びに同月二十八日（水曜日）の午前九時から正午まで

場所

徳島市万代町一丁目一番地

- 徳島県庁十一階 出納局公共入札検査課公共入札担当  
(三) 郵送(書留郵便に限る。)により提出する場合

期間

令和五年六月二十六日(月曜日)から同月二十八日(水曜日)までに必着のと。

宛先

郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

### 3 開札の日時及び場所

- (一) 日時

令和五年六月二十九日(木曜日) 午前十時五分

- (二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 一〇一会議室(入札室二)

### 4 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (一) 入札保証金

免除

- (二) 契約保証金

要

### 6 入札の無効

(一) 五により入札参加資格が認められなかった者、五若しくは六について虚偽の申請等をした者又は五により入札参加資格の確認を受けたが落札決定の時点において二の1から4までに掲げる事項のいずれかに該当しなくなった者の行った入札

(二) 徳島県契約事務規則(昭和三十九年徳島県規則第三十九号)第二十四条各号又は競争契約入札心得第五の各号のいずれかに該当する入札

(三) 入札説明書で無効と定める入札

### 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、8の落札者決定基準により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、8の落札者決定基準により得ら

れた評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき同じ評価値の者が二者以上ある場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

#### 8 落札者決定基準

予定価格の制限の範囲内で入札を行った全ての入札参加者について、開札終了後に、既に提出されている入札参加資格審査申請書等その他資料に基づき(一)の総合評価の方法により評価値の算定を行い、評価値の最も高い者を落札者として決定する。ただし、その入札が無効又は失格となった場合及び有効な入札を行った者が一者の場合は、評価値の算定は行わない。

##### (一) 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。）に對して、次の方法により算出される評価値をもって総合評価を行う。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

基礎点は、入札参加資格の要件を満足する場合に100点とする。

加算点は、次の方法により算出する。

加算点 = (二)の入札の評価に関する基準により算出された得点の合計 + 低入札による減点(減点措置の期間に該当する場合にあっては、当該減点措置の区分に応じ・10点又は・20点)  $\div$  127点(配点の合計)  $\times$  30点

評価値は、小数第三位(小数第四位四捨五入)止めとする。

加算点は、小数第一位(小数第二位四捨五入)止めとする。

入札価格は、億円単位とし、小数第五位(小数第六位切上げ)止めとする。

##### (二) 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目及び配点は、次の表のとおりとする。

| 評価項目         | 配点  |
|--------------|-----|
| 技術提案         | 四十点 |
| 簡易な施工計画      | 四十点 |
| 企業の施工能力      | 五点  |
| 配置予定技術者の施工能力 | 五点  |
| 地域貢献度        | 七点  |
| 地域精通度        | 三十点 |

#### 八 契約手続に関する事項

- 1 この工事の請負契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要である。
- 2 この工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第十号)第二条の規定により、徳島県議会の議決が必要である。

- 3 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県土整備部営繕課長寿命化・企画担当

徳島市万代町一丁目一番地

電話 〇八八 六二一 二六一四

- 4 契約手続において使用する言語及び通貨

## 日本語及び日本国通貨

### 九 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。
- 2 問合せ先  
郵便番号 七七〇 八五七〇  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当  
電話 〇八八 六二二 一六三三三

### 十 Summary

- 1 Subject Matter of the Contract  
Kokufu Special Support Education School Building Construction Work
- 2 Period for the submission of tenders  
Electronic bidding system opens at 8:30 on June 26th, 2023 and closes at 12:00 on June 28th, 2023  
Hand delivered submissions: June 26th, 2023 and June 27th, 2023 from 9:00 to 17:00 (office will be closed from 12:00 to 13:00) or June 28th, 2023 from 9:00 to 12:00  
Postal submissions: Must be delivered between June 26th, 2023 - June 28th, 2023
- 3 For further information, please send all enquiries to the following address  
Tokushima Prefectural Government  
Accounting Bureau, Building and Inspection Division  
1-1 Bandai-cho Tokushima City  
Phone: 088-621-2633

## 徳島県企業局訓令第三号

局 中 一 般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

徳島県企業局長職務代理者

徳島県企業局副局长 中 川 雅 人

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局事務決裁規程（昭和五十四年徳島県企業局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二十五号を次のように改める。

十五 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に関する次のこと。

- 1 第七十一条第一項の規定による同意の取得
- 2 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- 3 第八十二条第一項及び第二項の規定による開示請求に対する決定等
- 4 第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示の実施
- 5 第九十三条第一項及び第二項の規定による訂正請求に対する決定等
- 6 第一百一条第一項及び第二項の規定による利用停止請求に対する決定等
- 7 第一百四十四条第一項（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提案の審査
- 8 第一百五十五条（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結

約の締結

別表第二十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

十六 個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第三条第一項の規定による登録

別表第二の二十三号を次のように改める。

- 十三 個人情報保護に関する法律に関する次のこと。
  - 1 第七十一条第一項の規定による同意の取得
  - 2 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成
  - 3 第八十二条第一項及び第二項の規定による開示請求に対する決定等
  - 4 第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示の実施
  - 5 第九十三条第一項及び第二項の規定による訂正請求に対する決定等
  - 6 第一百一条第一項及び第二項の規定による利用停止請求に対する決定等
  - 7 第一百四十四条第一項（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提案の審査
- 8 第一百五十五条（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結

別表第二の二十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 個人情報保護に関する法律施行条例第三条第一項の規定による登録

別表第三経営企画戦略課長の専決事項第十七号の次に次の一号を加える。

十八 個人情報保護に関する法律に関する次のこと。

- 1 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の公表
- 2 第百十一条の規定による提案の募集

**附 則**

この訓令は、令和五年五月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第八号

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第七第二十五号を次のように改める。

二十五 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に関する次のこと。

- 1 第七十一条第一項の規定による同意の取得
- 2 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- 3 第八十二条第一項及び第二項の規定による開示請求に対する決定等
- 4 第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示の実施
- 5 第九十三条第一項及び第二項の規定による訂正請求に対する決定等
- 6 第一百一条第一項及び第二項の規定による利用停止請求に対する決定等
- 7 第一百四十四条第一項（第一百八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提案の審査
- 8 第一百五十五条（第一百八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結

別表第七第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第三

条第一項の規定による登録

別表第八総務課長の専決事項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 個人情報の保護に関する法律に関する次のこと。

- 1 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の公表
  - 2 第一百一十一条の規定による提案の募集
- 別表第十一第四号1中「第八十二条」を「第八十二条第一項及び第二項」に改め、同号3中「第九十三条」を「第九十三条第一項及び第二項」に改め、同号4中「第一百一条」を「第一百一条第一項及び第二項」に改める。

附 則

この規程は、令和五年五月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第九号

徳島県病院局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局車両管理規程の一部を改正する規程

徳島県病院局車両管理規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の表を次のように改める。

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 道路交通法第三条の規定による自動車の種類 | 運転免許取得後の運転経験年数 |
| 大型自動車                | 一年以上           |
| 中型自動車                | 一年以上           |
| 準中型自動車               | 一年以上           |
| 大型特殊自動車              | 一年以上           |
| 普通自動車                | 六月以上           |
| 大型自動二輪車              | 三月以上           |
| 普通自動二輪車              | 三月以上           |
| 小型特殊自動車              | 三月以上           |

附 則

この規程は、令和五年五月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年四月二十八日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「第二十七条第一項若しくは第二項」を「第二十七条」に改める。  
第十一条に次の一項を加える。

4 第六条第二項第二号に掲げる者のうち、任用の事情を考慮し、採用試験の結果により採用された部内の他の職員及び経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者との均衡上必要と認められるものの職務の等級については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、前項の規定に準じてその等級を決定することができる。  
第十九条に次の一項を加える。

2 第十一条第四項の規定により職務の等級を決定された者については、第十五条又は第十六条の規定にかかわらず、経験者試験採用者に準じてその号俸を決定することができる。  
第二十七条に次の一項を加える。

3 第十一条第四項の規定により職務の等級を決定された者を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の等級は、第一項の規定にかかわらず、前項の規定に準じて決定するものとする。

第二十八条中「前条第一項又は第二項」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人梶野正寛との協議が調ったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和五年四月二十八日

徳島県監査委員

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 岡 | 鹿 | 大 | 西 | 梶 |
| 崎 | 山 | 寺 | 沢 | 原 |
| 悦 | 公 | 健 | 貴 | 一 |
| 夫 | 弘 | 司 | 朗 | 哉 |

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名 戸田 順也

住所 徳島県板野郡上板町佐藤塚字西三三五番地

氏名 井関 勝令

住所 徳島県徳島市万代町五丁目五三番地の一

二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和五年四月二十日から令和六年三月三十一日まで